

第1 審査会の結論

公立大学法人福島県立医科大学（以下「実施機関」という。）が、平成25年4月3日付け25医大健第102号で行った公文書一部開示決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 実施機関は以下に掲げる部分を開示すべきである。
  - (1) 様式2-1中、受付番号、所属機関、所属部署、職・氏名、電話番号、メールアドレス及び印影
  - (2) 様式2-2中、受付番号並びに申請代表者及び申請者の所属、職、氏名及び申請者区分
- 2 福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第6号に該当するとして不開示とした部分について、実施機関は研究・公表における支障を具体的に検討した上で、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成25年2月18日付けで、条例第5条の規定により、実施機関に対して、次の内容の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
  - (1) 2011年3月11日から現在（2013年2月13日）までのマネジメント会議の配布資料および議事録
  - (2) 放射線医学県民健康管理センターの甲状腺専門委員会の議事録、配布資料
  - (3) 放射線医学県民健康管理センターの試料保存専門委員会の議事録、配布資料
  - (4) 放射線医学県民健康管理センターの甲状腺検査に関する集計データ（市町村別、年齢別がわかるもの）
- 2 これに対して実施機関は、平成25年4月3日付けで次のとおり決定し、異議申立人に通知した。
  - (1) 1(1)に対応する文書として「マネジメント会議（平成23年度第1回から第32回まで及び平成24年度第1回から第28回まで）の資料及び議事録」を特定し、これらを開示又は一部開示にするとの決定（25医大総第8号）
  - (2) 1(2)及び(4)に対応する文書として「甲状腺検査専門委員会（第1回から第67回まで）の資料及び議事録」を、また1(3)に対応する文書として「試料保存専門委員会（第1回）の資料及び議事録」を特定し、これらを一歩開示にするとの決定（以下「本件処分」という。）（25医大健第102号）
- 3 異議申立人は、平成25年4月18日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分のうち第47回及び第48回甲状腺検査専門委員会資料中「データ利用・集計データ利用申請書（以下「本件対象公文書」という。）」を条例第7条第2号及び第6号に該当するとして一部開示とした処分（以下「本件対象処分」という。）を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

- 4 実施機関は、平成25年5月22日付けで異議申立人に対し異議申立書の補正を命令し、平成25年8月5日付けで異議申立人から補正願いが提出された。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件対象処分を取り消し、本件対象公文書の開示を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書によると次のとおりである。

- (1) 本研究のデータは、福島県の18歳未満のすべての子どもを対象とした大規模な碩学調査によって得られた公益性の高いデータであり、福島県から多額の公的な資金（受託事業費）によって構築されているものである。当然、公的な目的に取得されたものであり、個人の研究に帰するものではない。したがって、データ利用者が目的外使用や不正を行わない限りにおいて、研究者個人が公になることによって、その個人の権利利益を害するおそれはない。
- (2) 実施機関は研究内容を不開示としている理由として「地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であり、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす影響があるため」としているが、本データ利用申請書の研究内容に関しては、条例第7条第6号アからオの事例で懸念されているような性質は一切帯びておらず、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす影響はない。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象公文書を一部開示とした理由は、一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

#### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、第47回及び第48回の甲状腺専門委員会の資料中、「データ利用・集計データ利用申請書」である。

#### 2 一部開示とした理由について

##### (1) 条例第7条第2号該当性

本件対象公文書中、氏名、職名、電話番号、メールアドレス等は条例第7条第2号に該当するため、不開示とした。

現在実施している甲状腺検査は、今までに例のない多数の小児の甲状腺の状態を長期にわたり見守っていくための検査であり、その注目度は非常に高く、まだ1回目の対象市町村がすべて終了していないにも関わらず、個々の考えのもと様々な意見がインターネットや書籍によって広まっていることは周知の事実である。

そのため、氏名や職名等を公にすることによって、甲状腺検査を基にして自分の利のためにデータを利用しているなどとの誤解のもと、当該職員に対して個人攻撃が行われるなど、当該職員が不当な非難を受けたりする事態が発生するおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがあるものと解した。

## (2) 条例第7条第6号該当性

本件対象公文書中、データの種類・範囲、利用目的、解析計画等は条例第7条第6号に該当するため不開示とした。

本件申請書は、医学的、技術的、専門的観点から検討したデータ解析方法等について記載するものであり、まさに今後も検討や修正等が繰り返されることが予定されているいわば未成熟な情報である。

このような情報を公にすると、当該データ解析方法や結果について誤った判断や認識を生じ、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると解した。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関が開催する甲状腺検査専門委員会の資料として配付された「データ利用・集計データ利用申請書」であり、様式2-1及び様式2-2により構成されている。様式は実施機関が定めたものであって、県民健康調査で得られた各データを利用しようとする者が、その研究目的や内容を具体的に記載し、実施機関内で承認を得るために作成されるものである。

様式2-1には「受付番号」、「課題名」、「申請代表者の所属機関、所属部署、職・氏名（印影を含む）、電話番号（内線番号を含む）、メールアドレス」及び「添付書類」、様式2-2には「受付番号」、「1. 課題名」、「2. 申請者」、「3. 利用希望データの種類・範囲」、「4. データの利用目的」、「5. 解析計画」、「6. 解析結果の公表方法（予定）」及び「7. データ使用・保管に関する事項」を記載するようになっている。

このうち実施機関が実際に不開示とした部分は別表第1に掲げるとおりであり、実施機関が一部開示決定通知書において不開示とした部分は別表第2に掲げるとおりである。

### 2 条例第7条第2号該当性について

#### (1) 条例第7条第2号の趣旨について

本号は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを最大限に保護する必要があり、プライバシーは、いったん開示されると、当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあることから、特にプライバシーに関する情報については、最大限保護することを目的としており、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定めたものであると解される。

また、本号ただし書は、個人が識別され得る個人情報には、公知の情報や、人の生命、財産等を保護するために公にすることが必要な情報が含まれることから、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められる場合には、不開示としないことを限定的に定めたものと解される。

#### (2) 条例第7条第2号本文の該当性について

実施機関が不開示とした部分のうち、様式2-1中「所属部署」、「職・氏名」、

「電話番号（内線番号を含む）」、「メールアドレス」及び「印影」並びに様式2-2中申請者の「所属」、「職」、「氏名」及び「申請者区分」については、直接的に特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することにつながる情報であり、本号本文に該当する。

ただし、「受付番号」については一般に入手し得る情報からは個人を識別できず、また「所属機関」については実施機関の名称が記載されていることから、これらは本号本文に該当せず開示すべきである。

(3) 条例第7条第2号ただし書ウの該当性について

本件対象公文書は、実施機関の職員がその職務において作成したものであるため、条例第7条第2号ただし書ウの該当性について検討する。

ア ただし書ウは、公務員等（地方独立行政法人の職員を含む。以下同じ。）の職務の遂行に係る情報は、当該公務員等の個人の活動に関する情報でもあるが、県の説明責任を全うする観点から、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び職務遂行に係る部分については、原則開示の取扱いとするものである。

さらに、公務員等の職、氏名及び職務遂行に係る部分であっても、公にすることにより個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、その「氏名に係る部分」は例外的に不開示とされる。これは、その公務員等が担当する職務内容等によっては、その氏名を公にすると、当該公務員等の生命、健康、生活又は財産が侵害される、すなわち公務員として受忍すべき限度を超えて当該公務員等の私生活が脅かされるおそれがある場合等は不開示とすることを定めたものと解される。

イ 実施機関は、当該職員の氏名を開示すると個人の権利利益を不当に害するおそれがあるとして、ただし書ウには該当しないと主張している。

実施機関は権利利益が不当に害される理由として、職員が自己の利のためにデータを利用している等の誤解を受けると言うが、そもそも職員はデータを適正に利用するために実施機関が定めたルールに則り申請を行っているのだから、氏名の開示により実施機関が言うような誤解を受けることは通常想定されない。

また、一般的に研究者は氏名を明らかにして研究成果を公表するので、研究内容やその手法について批判を含む様々な意見を受けることは当然予期される。当該職員も大学の職員として研究に携わる以上、研究に対する批判等は公務員等として受忍すべきものであると考えられる。

さらに、実施機関が行う甲状腺検査に対する世間の注目度が高いという背景から、報道関係者がある職員の自宅前で待機していた例を実施機関は指摘しているが、調査の総括的立場にある職員の例であり、そのみを以て、データ利用を行おうとする職員に対し私生活の安全が脅かされるほどの個人攻撃が行われる事態が現実的に予見されるとは認められない。

ウ したがって、実施機関が条例第7条第2号に該当するとして不開示とした情報はただし書ウに該当する。

(4) 以上より、様式2-1中、受付番号、所属部署、職・氏名、電話番号、メールア

ドレス及び印影並びに様式 2 - 2 中、受付番号並びに申請代表者及び申請者の所属、職、氏名及び申請者区分は開示すべきである。

### 3 条例第 7 条第 6 号該当性について

#### (1) 条例第 7 条第 6 号の趣旨について

本号は、県の機関若しくは国等が行う事務若しくは事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務若しくは事業の公正かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものと解される。

なお、監査、交渉その他の反復的継続的な性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じることがあり得ることから、これらの事務又は事業についても本号の適用を受けるものである。

しかしながら、本号で規定する「支障」の程度については、名目的なものではなく実質的なものが求められ、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されると解される。

#### (2) 条例第 7 条第 6 号本文の該当性について

実施機関は、本件対象公文書には今後も検討や修正等が繰り返されることが予定されているいわば未成熟な情報が記載されており、このような情報を公にすると、当該データ解析方法や結果について誤った判断や認識を生じ、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

仮に実施機関の言うように開示したことによって誤った判断や認識が生じたとして、具体的にどのような事務又は事業への支障が生じるかについての実施機関の説明は、学会や論文等で発表することができなくなるというものであった。

当審査会として、研究そのものに問題がない場合に研究を中止せざるを得なくなるほどの批判等とは一体どのようなものであるか容易に想像できず、実施機関の説明は抽象的な理由に止まるものと言わざるを得ない。

#### (3) 研究における保護すべき事項について

条例第 7 条第 6 号では「次に掲げるおそれ」として「ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」が掲げられている。これは、調査研究に関する情報については、完了後などに公表することが予定されていることが多く、適切でない時期に開示すると研究者の着眼点や独自のアイデア等が模倣されるなど研究を行う県の機関等が本来受けるべき利益が損なわれることを考慮したものであると考えられる。

本件対象公文書を見分すると、「所属機関」、「添付書類」及び「7. データ使用・保管に関する事項」に記載されている内容は、具体的な研究内容に関わるものとは考えられないが、「1. 課題名」、「3. 利用希望データの種類・範囲」、「4. データの利用目的」、「5. 解析計画」、「6. 解析結果の公表方法（予定）」には具体的な研究内容が記載されている。

(2) で述べたとおり、実施機関の説明は抽象的な理由に止まるものの、すべてを開示するとした場合、研究において本来保護されるべき利益が損なわれる可能性

を否定できない。また、実施機関の説明からは、本件対象公文書に記載されている研究内容に照らして不開示の判断をしたのではなく、当該様式の記載事項について一律に不開示の判断をしたことが伺える。

よって、実施機関は条例第7条第6号の趣旨を踏まえた上で、本件対象処分において不開示とした部分はその研究内容に照らして再度精査し、開示又は不開示の判断を行うべきである。

4 以上から、「第1 審査会の判断」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙2「審査会の処理経過」のとおりである。

### 別表第1

本件対象公文書	実施機関が不開示とした部分	実施機関が不開示とした根拠規定
第47回甲状腺検査専門委員会資料 「データ利用・集計データ利用申請書」	氏名、職名、電話番号、メールアドレス、印影、受付番号、所属部署、申請者区分	条例第7条第2号
	受付番号、電話番号、所属機関、課題、利用希望データの種類・範囲、データの利用目的、解析計画、解析結果の公表方法、データ使用・保管に関する事項	条例第7条第6号
第48回甲状腺検査専門委員会資料 「データ利用・集計データ利用申請書」	氏名、職名、電話番号、メールアドレス、所属機関、所属部署、申請者区分	条例第7条第2号
	電話番号、課題、利用希望データの種類・範囲、データの利用目的、解析計画、解析結果の公表方法、データ使用・保管に関する事項	条例第7条第6号

### 別表第2

本件対象公文書	実施機関が不開示とした部分	実施機関が不開示とした根拠規定
第47回甲状腺検査専門委員会資料 「データ利用・集計データ利用申請書」	氏名、職名、電話番号、メールアドレス、印影、受付番号	条例第7条第2号
	受付番号、電話番号、課題、利用希望データの種類・範囲、	条例第7条第6号

	データの利用目的、解析計画、 解析結果の公表方法、データ 使用・保管に関する事項	
第48回甲状腺検査専門委員会資料 「データ利用・集計データ利用申 請書」	氏名、職名、電話番号、メー ルアドレス、受付番号	条例第7条第2号
	受付番号、電話番号、課題、 利用希望データの種類・範囲、 データの利用目的、解析計画、 解析結果の公表方法、データ 使用・保管に関する事項	条例第7条第6号

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 9月27日	・ 諮問書受付
平成25年10月 1日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成25年10月29日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成25年10月31日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成26年11月19日 (第226回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成26年12月17日 (第227回審査会)	・ 審議
平成27年 2月15日 (第229回審査会)	・ 審議
平成27年 3月23日 (第230回審査会)	・ 審議
平成27年 4月24日 (第231回審査会)	・ 審議



参考

福島県情報公開審査会委員名簿（平成27年9月10日現在）

（五十音順）

氏 名	現 職 等	備 考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 講師	
丹野 豊子	行政書士会 会長	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者